

次のとおり一般競争入札に付すので、茨木市財務規則（平成 3 年茨木市規則第 15 号）その他関係法令に定めるもののほか、以下の内容に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 29 日

茨木市長 福 岡 洋



1 売却物件

ごみ処理車（2 t プレスパッカー車）

予定価格（最低売却価格） 173,820 円

2 売却条件

- (1) 車両の状態は、車両公開時の現状渡しとし、茨木市は車両・装備等の瑕疵担保責任を負わない。また、いかなる理由があっても、引き渡した車両の返品・売買代金の返金はできない。
- (2) 車両に記載された茨木市に係わる文字、図柄は落札者が除去（上塗り塗装等による痕跡が確認できる状態は不可）すること。
- (3) 移転登録等の手続き完了までに当該車両を運行する際は、運送代行業者による運行又は車両を積んで運搬するようにし、運送代行業者による運行時は、代行用のナンバーをダッシュボードに掲げること。
- (4) 移転登録、移送・除去等の手続きは落札者が行い、それらに伴う費用も落札者負担とする。
- (5) 売買契約を令和 8 年 11 月 6 日（金）までに締結すること。
- (6) 売買代金を売買契約締結後 10 日以内に納付すること。
- (7) 車両の引き渡しは、売買代金納付確認後とする。
- (8) 移転登録等の手続き、車検証等の証明書類（写し）の提出及び車両の引き取りを、売買代金納付後 14 日以内に完了すること。
- (9) 車両引き渡し後 10 日以内に、車両の文字・図柄を除去した証明写真を提出すること。

3 入札参加資格

入札者は個人、法人を問わない。ただし、次の事項に該当する場合は参加できない

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 未成年者、被保佐人又は被補助人
- (3) 成年被後見人
- (4) 国税・地方税に滞納がある者。法人にあっては、その代表者も含む。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、更生手続き又は再生手続開始の申立をしている者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する者又は、暴力団員が実質的に経営を支配する会社等

- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条の規定に基づき観察処分
分の決定を受けた団体及びその関係者
- (8) 地方自治法第239条第2項に規定する者

4 売却車両の公開（申込み制）

車両の下見を希望する者は、期限までに電話で申し込みを行うこと。申し込みがない場合は公開を行わない。なお、車両の試乗・操作はできない。

公開日時：令和8年10月9日（金）午後3時から午後4時30分まで

公開場所：茨木市環境衛生センター（茨木市東野々宮町14番1号/072-634-0351）

申込期限：令和8年10月7日（水）正午まで

5 入札方法

郵便入札とし、一般書留又は簡易書留のいずれかにより郵送すること。その他の郵送方法や持参等による入札は無効とする。なお、提出された書類は返還しない。

(1) 郵送する書類

ア 入札書

イ 誓約書

ウ 住所証明書等（入札日前3ヶ月以内発行のもの。写し可。）

（個人）住民票抄本又は外国人登録原票記載事項証明書と運転免許証（両面）

（法人）法人登記簿謄本又は登記事項証明書

複数案件について入札する場合も、封筒1枚につき住所証明書等を1枚同封すること。

(2) 郵送先

〒567-0838 大阪府茨木市東野々宮町14番1号

茨木市くらし産業環境部環境事業課（環境衛生センター） 業務係

(3) 入札書到着期限

令和8年10月27日（火）正午

6 入札保証金

免除する。

7 契約保証金

茨木市財務規則第129条第4項5号により免除する。

8 無効になる入札書

次に掲げる事項に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したもの
- (2) 入札書に記載した金額、氏名等入札要件の記載事項が識別できないもの
- (3) 入札書に記載した金額を加除訂正したもの、及び氏名又は押印のないもの
- (4) 入札者が2以上の入札をしたもの

- (5) 予定価格を下回る金額を入札したもの
- (6) 「一般書留」又は「簡易書留」以外の方法で入札したもの
- (7) 期限を過ぎて入札したもの
- (8) その他、入札に関する指示事項に違反したとき

9 開札の日時及び場所

令和8年10月27日（火）午後3時

茨木市くらし産業環境部環境事業課内会議室

10 落札者の決定

- (1) 予定価格以上の入札で、最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価格の入札を行った入札者が2人以上あるときは、当該事務に関係のない職員によるくじ引きで決定する。
- (2) 落札者には市から連絡し、不採用の連絡はしない。
- (3) 落札者から辞退届が提出された場合は、次に高額の入札者が落札の権利を有し、以後同様とする。
- (4) 落札者及び落札金額については、落札者との契約締結後、市ホームページにて公表する。

11 入札又は開札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由により入札又は開札を中止又は延期することがある。なお、この場合に生じた損害は入札者の負担とする。

12 添付書類

- (1) 仕様書 別紙（1）
- (2) 入札書 別紙（2）
- (3) 誓約書 別紙（3）
- (4) 入札書封筒記入例 別紙（4）

13 その他

記載のない事項については、本市と協議のうえ決定する。